

Vol.156

今回は消費税

相談事例
紹介

会員相談室

相談委員 和氣 光 (新宿)



電話相談

受付 午前10時～11時50分
時間 午後 1時～ 2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157



外国法人に対してウェブ会議によりアドバイス等を行う場合の消費税の課税関係

事例1

内国法人A社は顧客事業者の経営上のアドバイス等を行うコンサルティング業務を営んでいる。

A社の業務を遂行するに当たって、非居住者に該当する外国法人であるB社との間でウェブ会議を開催し、その際にウェブ会議を利用してQ & Aの形式で必要なアドバイスを行い、ウェブ会議における個別相談業務（B社との間に顧問契約は無し）に係る報酬を得た。

この場合のA社がB社に対して行う経営上のアドバイスは、非居住者に対する役務の提供として輸出免税の適用対象として処理することで良いか。

回答

事例のA社が外国法人B社に対して行う経営上のアドバイス等の役務の提供は電気通信利用役務の提供に該当するものであり、役務の提供を受ける事業者の本店所在地が国外であることを前提とすれば国外取引に該当し、国内取引に適用される輸出免税取引には該当しないと考える。

検討

事例のA社が外国法人B社に対して行う経営上のアドバイス等は、外国法人に対する役務の提供に該当するものであるが、この役務の提供に係る消費税の課税関係を判定する上で、次のことについて検討する必要がある。

1 輸出免税の適用対象

輸出免税の適用対象となるのは、「課税事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち輸出免税の適用対象になるもの」であり、国内取引に該当することが前提となる（消法7①）。

輸出免税の規定が適用される取引として、消費税法施行令第17条第2項第7号《輸出取引等の範囲》に規定する非居住者に対する役務の提供で運送又は保管、飲食又は宿泊等以外のものがあり、事例のA社がB社に対して行う経営上のアドバイスは運送又は保管、飲食又は宿泊等以外の役務の提供に該当し、この取引が国内取引に該当する場合には輸出免税の適用対象になることとなる。

2 事例のコンサルティング業務の消費税法上の位置づけ

事例のコンサルティング業務については、外国法人に対する役務の提供に該当するものではあるが、その役務の提供の手段がウェブ会議によりアドバイスを行うものであることから、電気通信利用役務の提供に該当するか否かを検討する必要があることとなる。

消費税法上、電気通信利用役務の提供とは、「資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物（著作権法第2条第1項第1号（定義）に規定する著作物をいう。）の提供（当該著作物の利用の許諾に係る取引を含む。）その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供を除く。）であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のもの」をいうこととされており（消法2①八の三）、その解釈として消費税法基本通達5-8-3《電気通信利用役務の提供》の規定を置いている。

事例のコンサルティング業務の内容をこれらの規定に当てはめれば、ウェブ会議において、その会議における質問事項に対して回答する等のコンサルティング業務は、電気通信回線を介して行われるコンサルティング業務に係る役務の提供であり、電気通信利用役務の提供に該当するものと考えられる。

3 国内取引の判定

電気通信利用役務の提供に係る内外判定は、役務

の提供を受ける者が法人の場合には、役務の提供を受ける者の本店又は主たる事務所の所在地が国内にあるか否かで判定することとなり（消法4③三）、事例の場合には、役務の提供を受けるB社の本店が国外に所在することを前提とすれば、国外取引に該当することになる。

4 課税関係の判定

事例のA社が非居住者であるB社に対して行うコンサルティング業務は、電気通信利用役務の提供に該当するものであり、役務の提供を受けるB社の本店所在地が国外であることを前提とすれば、国外取引に該当するものであることから、国内取引が適用対象の前提となる輸出免税の規定は適用されないものと考えられる。

したがって、事例のA社がB社に対して対価を得て行う役務の提供は国外取引に該当するものとして、課税売上割合の計算における資産の譲渡等の対価の額（分子の金額）及び課税資産の譲渡等の対価の額（分母の金額）のいずれにも算入しないこととなり、輸出免税の適用対象にはならないこととなる。



適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用要件等

事例2

令和5年10月1日以後の課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けるためには、課税仕入れを行った事業者は原則として適格請求書等の保存が必要となるが、適格請求書発行事業者以外の者（例えば、免税事業者等）から行った課税仕入れについて、一定の要件を満たすものについては令和5年10月1日以後3年間は仕入れに係る消費税額の80%相当額、更にその後の3年間は50%相当額の仕入税額控除を認める旨の経過措置が置かれているが、この場合の経過措置の適用要件等はどうか。

回答

平成28年改正法附則第52条及び第53条《適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額に関する経過措置》において、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の規定が設けられており、この規定により税額控除の対象となる金額、経過措置の適用を受けるための帳簿及び請求書等の記載事項等に係る適用要件等が具体的に示されている。

なお、その内容等は次の検討のとおりとなる。

令和5年10月1日以後に国内において行った課税仕入れに係る仕入税額控除制度の適用については、原則として適格請求書等の保存が必要とされているが（平28改正法による改正後の消法30⑦、⑨）、適格請求書等保存方式（インボイス方式）を円滑に導入する観点から、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の規定が設けられている（平28改正法附則52、53）。

この経過措置の内容は、区分記載請求書等保存方式における仕入税額控除の要件である課税仕入れに係る帳簿及び請求書等の保存をしている事業者については、区分記載請求書等保存方式における請求書等を適格請求書等保存方式における適格請求書等とみなして適格請求書等保存方式を適用するとするものである（平28改正法附則52、53）。

具体的には次のとおりとなる。

1 仕入税額控除の対象となる金額

課税事業者が、令和5年10月1日以後令和8年9月30日までの3年間に適格請求書発行事業者以外の者から行った国内における課税仕入れについては、令和5年10月1日以前に適用されていた消費税法第30条第8項第1号二に規定する課税仕入れに係る支払

対価の額（課税仕入れに係る税込みの金額（現行消法30⑥）に110分の7.8（軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には108分の6.24）を乗じて算出した金額に100分の80（令和8年10月1日から3年間については100分の50）を乗じて算出した金額を仕入税額控除の対象とすることができることとされている（平28改正法附則52①、53①）。

2 経過措置の適用要件を満たすための帳簿の保存及びその記載事項等

改正前の区分記載請求書等の保存方式に係る仕入税額控除の適用要件を満たすための記載事項を帳簿に記載し、その記載事項に加えて、記載された課税仕入れについて平成28年改正法附則第52条第1項（令和8年10月1日以後3年間の課税仕入れについては第53条第1項）に規定する経過措置の適用を受けるものである旨の記載をすることが必要となる（平28改正法附則52①及び53①後段）。

【経過措置の適用を受けるための帳簿の記載事項】

① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
② 課税仕入れを行った年月日
③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）及び本経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨

④ 課税仕入れに係る支払対価の額
（注）③の「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」の記載については、個々の取引ごとに「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入れ」などと記載する方法のほか、例えば、本経過措置の適用対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」を別途「※（☆）は80%控除対象」などと表示する方法も認められる。

3 経過措置の適用要件を満たすための請求書等の保存及びその記載事項等

本経過措置の適用においては、現行の区分記載請求書等保存方式における請求書等を適格請求書等保存方式における請求書等とみなして適用するものであり、請求書等の記載事項等は、次のとおりとなる（区分記載請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を含む。）。

【請求書等の記載事項】

① 書類の作成者の氏名又は名称
② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）

④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額

⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称
（注）適格請求書発行事業者以外の者から受領した請求書等の内容について、③かっこ書きの「資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨」及び④の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額」の記載がない場合に限り、受領者が自ら請求書等に追記して保存することが認められる（平28改正法附則52③、53③）。

注）内容は、令和4年4月25日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見（参考意見）ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。